

活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合（第2回） 議事録

日 時：令和7年5月29日（木）10時00分～

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

○佐藤座長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」の第2回を開会いたします。

今回も、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきます。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております。

また、オンラインで御出席の方につきましても、接続が確認できております。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応させていただきます。

さて、5月15日に開催されました政府税制調査会の第5回総会におきまして、個人所得課税について事務局から説明があり、その後、委員の皆様方の間で活発な御議論を頂戴しました。そうした議論を踏まえて、翁会長より、令和7年度税制改正法（所得税法等の一部を改正する法律）の附則第81条に規定された、所得税の抜本的な改革に係る措置を受け、まず今後、政府税調において、中長期的な視点も踏まえながら専門的・技術的な観点から検討を行っていければと考えている。ついては、「活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」を活用して、まずはこの専門家会合で総会の議論のための素材や論点の整理を行い、適時のタイミングで総会に報告を行っていくとともに、総会の場でも改めて委員の方々に御意見をいただいてはどうか。なお、この専門家会合において具体的に議論を進めるに当たっては、まず初めに、令和7年度税制改正法により明示的に検討が求められている、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策から検討を始めることとしてはどうか。また、その議論の際には、法律にも明記されているとおり、所得税の源泉徴収義務者の事務負担への影響も勘案しながら丁寧な議論を行っていただければと思うとのお話があり、前回総会において委員の皆様の御了解をいただき、本日第2回の会合を開催する運びとなりました。

また、総会でも翁会長よりお話を頂戴しましたが、当専門家会合と総会との連絡も非常に大事であるとの観点から、翁百合会長、清家篤会長代理にも、当専門家会合のメンバーとして御参加いただくこととなりましたので、改めて御紹介させていただきます。

なお、前回配付させていただきました当専門家会合の設置趣旨等については、配付

しております資料（活２－１）を御確認いただければと思います。若干改訂されています。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。
（報道関係者退室）

○佐藤座長

それでは、議題に入りたいと存じます。

本日の議事進行については、事務局である財務省の説明の後、源泉徴収義務者の事務負担について、システム開発ベンダーの企業を構成員とする団体の一般社団法人人事労務システム協議会、田邨公伸様、佐藤尚孝様、それから、税務システム連絡協議会、伊藤義久様、佐藤圭悟様からヒアリングをし、そこで一旦区切り、委員の皆様での意見交換をさせていただきます。その後、参照する指標について、有識者として、京都大学経済研究所、宇南山卓教授からヒアリングをし、委員の皆様で意見交換を行う時間を設ける形とさせていただきます。

留意事項ですが、前半の意見交換は事務局及びシステム開発ベンダーからの御説明の後に行いますが、その際にはシステム開発ベンダーの２団体への質疑を中心としていただきますようお願いいたします。その後の後半の意見交換におきましては、宇南山先生への質疑に加えて、全体の議論、あるいは事務局資料への質問、コメントも併せてお伺いさせていただきます。

なお、総会では、税額控除を含めた控除の在り方についても御意見をいただいておりますが、今後はこういう点についても議論の対象となるものと考えておりますが、本日の議論はまずは所得控除を前提に、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策から検討を始めることとしたいと考えておりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

また、本日御欠席の土居丈朗特別委員から意見書の提出がございます。お手元にもお配りしております。セットされている資料の一番下にあるかと思いますが、併せて御覧いただければと思います。

それでは、皆様、このように進めてまいりますので、本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

では、まず資料（活２－２）について、財務省主税局税制第一課、藤山課長から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○藤山主税局税制第一課長

資料に基づきまして説明をさせていただきます。

３ページ、令和７年度税制改正の振り返りです。令和７年度税制改正においては、大きく３つ、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、大学生年代の子の親への特別控除の創設を行いました。このうち、基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げについては定額で控除額が決まっていることについ

て、物価上昇の中でどのような対応をするかという観点から手当てがなされたものです。

4 ページ、物価上昇局面においてどのような課題があるかをイメージした資料です。①から⑤までありますが、まずは①から③までを御覧いただければと思います。全体の所得金額が400、控除の金額が100というケースです。①は物価上昇・賃金上昇が起こる前ですが、この場合、400から100の控除を引いた300が課税所得となり、ここに税率5%を掛けて税額15が出るというものです。②のケースは、物価上昇が20%、これに合わせて物価上昇と同等の名目賃金の上昇が起こった場合というケースです。その上で、控除の金額を100に固定しますと、所得金額は480に、400から20%増えているわけですが、控除は変わらないため、課税所得金額が賃金上昇分丸ごと増えるということで、課税所得は380、これに5%を掛けて19の税額が出ます。他方で、③は控除額を物価上昇に合わせて20%引き上げた場合ですが、控除額が120となり、課税所得は360、これに税率を掛けて18の税額が出るということです。オレンジ色の部分で税負担率というものが書いてありますが、分母に所得金額、分子に税額をとったものですが、②のケースにおいては①の場合よりも税負担率が上昇してしましますが、③のように物価上昇に合わせて控除の額を引き上げますと、税負担率は①と一緒にするというものです。他方で、名目賃金と物価の関係は一律ではございませんので、点線以下に2つのケースを加えていますが、④のケースは名目賃金が物価を上回るケース、ここでは物価10%、名目賃金が20%上昇したケースですが、一番右側のように、このケースでは実質賃金が上がっているという中で税負担率は上昇する。一方で、⑤は物価が20%、名目賃金が10%上昇したケースですが、このケースにおいては、税負担率は3.64%となり、実質賃金さが下がる中で負担率が下がる形になります。

5 ページ、平成7年、1995年を100の指標としたケースにおいて、賃金と消費者物価指数がどのように動いてきたかを示したもので、青い線が現金給与総額の推移です。赤い線が消費者物価指数の総合ということで、こちらは賃金と消費者物価指数の総合については、ほぼ平行な動きになっています。

6 ページ、昨年の年末時点での与党での御議論の際に活用された指標です。消費者物価指数の総合を取るのが一般的であろうということで、その当時取れた最新の指標として、平成7年から2023年までの上昇率が10%であったということですが、生活により密着したような指標も取れないかという御議論があり、その中で、消費者物価指数の中でも基礎的支出項目という項目についても参照したということです。基礎的支出項目については、右下に囲みがございしますが、支出弾力性、消費支出総額が1%変化するときには各財・サービスが何%変化するかという指標が1.00未満の支出項目について対象とするということで、具体的には食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当しますが、こちらが20%程度上がっているという中で、これらの物価動向を踏まえ、基礎控除について20%の引上げ、額にすれば10万円の引上げになったという

ことです。

7 ページ、具体的な控除の額の引上げ方法です。基礎控除の額については、元の制度において所得金額2,400万円超から段階的に通減・消失するという仕組みです。この階段に合わせて、今般の10万円の引上げは、2,350万円までの方を対象としました。

8 ページ、給与所得控除の最低保障額の引上げです。給与所得控除については、給与収入の水準に応じてその控除の額が決まるという仕組みですが、給与収入の低い方、具体的には、従前の制度においては162.5万円以下の方は定額の控除、55万円の控除がなされている。こちらも定額で決まっていますので、基礎控除に合わせて10万円の引上げが行われました。

9 ページ、冒頭、佐藤座長より御説明いただきましたが、今般の令和7年度税制改正法については与党の修正が入り、その際に与党から附則の第81条が追加されました。81条の第1項については、所得税の抜本的な改革を行うということ。2項については、この抜本的な改革の検討に当たって、基礎控除等の額を物価上昇に合わせて適時に引き上げるという方向性で具体的な方策を検討するとされたところです。この政府税調の取扱いについては、冒頭、佐藤座長より御説明いただいたとおりです。

11ページ、こうした中で考えられる具体的な物価調整のイメージです。イメージ1については、毎年物価調整を実施するということです。例では、スケジュール感を示しております。例年、税法については、通常国会で御議論をいただく、それに当たって前年の年末の与党の税制改正プロセスにおいて御議論いただくというようなスケジュール感を前提として、X年の第3四半期における対前年比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定、これを踏まえて、X+1年の通常国会に改正法案を提出、その翌年、X+2年分の所得税から適用というスケジュール感です。特徴としては、物価変動をタイムリーに反映できる。他方で、システム改修を含む源泉徴収義務者の事務負担への影響に留意する必要があります。

イメージ2については、定期的に物価調整を実施ということです。スケジュールはイメージ1と同様ですが、例えば、3年置きに第3四半期における対3年前の同期比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定するということです。特徴としては、物価変動のトレンドを反映できる、システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を必ずしも毎年行う必要がない、システム改修時期についての予測可能性が高いことが挙げられると思います。

イメージ3は、毎年点検するのですが、一定の物価上昇率となった際に調整をするということで、一定の閾値を設けるようなイメージです。例ですが、前回引上げ時の前年の第3四半期からの物価上昇率が5%を上回った際に、物価上昇率を勘案して基礎控除の額を決定するということです。特徴としては、物価変動を比較的タイムリーに反映できる。システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を必ずしも毎年行う必要がない。他方で、改修時期は予測可能性が低いということです。

12ページからは、源泉徴収義務者の対応です。

13ページ、所得税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間の所得を合計して計算をします。年末の段階で収入の額が決定して初めて確定するもので、通常であれば確定申告をする必要がございますが、給与所得者は原則年末調整で課税関係が完結します。下のフロー図、左下に四角囲みがございますが、最初の給与支払日までに扶養親族に関する情報等を雇用者に提出していただく。年の途中で扶養情報等に異動が合った場合には、随時提出していただくということになっています。その上で、雇用者については、毎月源泉徴収をし、最後の年末の段階で年末調整で精算をしていただくという仕組みになっています。

14ページ目、各月における源泉徴収ですが、源泉徴収額については、給与等の支払頻度、金額、扶養親族等の人数、主たる勤務先であるか従たる勤務先であるか、等の区分によって税額表が定められています。左下にイメージがございます。この税額表については、人的控除等の控除額を反映して定められています。このため、控除の額が変われば、この税額表を改訂していく必要があるということです。なお、月次の給与の支払いで、主たる勤務先である場合については、計算式による税額の計算も可能となっています。こちらにつきましても、人的控除の額を反映して定められており、控除の額が変われば見直す必要があります。右側に、具体的な計算式を参考として記載させていただいています。

16ページ、諸外国の物価調整です。こちらの表では、アメリカの標準控除、イギリスでは現在物価調整凍結中ですが基礎控除、ドイツ、フランスはゼロ税率について記載しています。上から2段目の調整の法的根拠ですが、アメリカとイギリスについてはそれぞれ法定されておりますが、実際に物価調整の結果を反映するものについては、アメリカでは当局が公表、イギリスでは財務省令によって反映するという形になっています。一方で、ドイツ、フランスについては、どちらも物価調整は法定されておらず、慣行によって行っているということです。結果については、それぞれ法律改正によって反映することになっています。次の段、調整の頻度ですが、これはいずれの国におきましても毎年行っているということです。アメリカについては、①直近1年間の消費者物価指数の平均を、②基準年、具体的には2017年ですが、この2つを比べまして①が②を上回る場合のみに対応するというものです。他方で、技術的には、2017年の水準を上回っているが、前年の水準は下回るというようなケースもあり得ます。こういった場合には、この制度自体をそのまま読み解けば、下がった分も反映することにはなりますが、実際にはずっと物価が上がっている状況が続いていますので、どういう対応をするかまでは定かではありません。イギリスについては、直近の消費者物価指数とその前年の消費者物価指数を比べ、直近のものが前年を上回った場合に調整をするという仕組みです。ドイツについては、5年に一度家計調査を行い、これに基づいて低所得者世帯の消費支出の額に基づく基準需要を導いて水準を設定す

るということですが、5年間の間、決めたら動かさないということではなく、その間については物価の変動に応じて対応しているということです。フランスについては、消費者物価指数の予測値をその前年と比べて出しているということです。

17ページ以降は、システム開発ベンダーの方々にお伺いしたいことについてです。

18ページ、考えられる具体的な物価調整のイメージ1～3についての御意見と、その他、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の適時の引上げについて何がしか御意見があれば賜りたいです。

19ページ、有識者ヒアリング、参照する指標についてです。

20ページ、基礎控除等の物価調整に当たり、どのような指標を用いることが考え得るのか、その指標についてどのような特徴があるのかについてお伺いできればと考えています。

私からの説明は以上です。

○佐藤座長

藤山課長、ありがとうございます。

続いて、人事労務システム協議会、田邨公伸様、よろしくお願いします。

○人事労務システム協議会 田邨様

ただいま御紹介いただきました、一般社団法人人事労務システム協議会の理事長をさせていただきます田邨と申します。よろしくお願いします。本日同席しておりますのは、弊会事業推進委員会政策提言担当兼税務担当委員、所属会社は株式会社 Works Human Intelligenceの佐藤尚孝となります。本日は2名で参加させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

初めに、本日はこのような場にお声がけいただき、誠にありがとうございます。今後の国政・税制の一助となればと思い、参加させていただきました。改めて、どうぞよろしくお願いします。

いただいております御質問の前に、弊会の内容を簡単に御説明させていただければと思います。

3ページ、人事労務システム協議会、略称HRSAは、平成27年に社会保険の電子申請手続の活性化のために設立された社会保険システム連絡協議会が母体となっており、昨年、一般社団法人への改組を行っています。

4ページ、会員数は現時点で60を超えており、主に人事給与、社会保険手続のソフトウェアを提供しているシステムベンダーが中心となっています。e-Gov、マイナポータル、e-Tax、eLTAXといった政府系ポータルとのAPI連携とその手続推進のため、財務省、厚生労働省、デジタル庁といった各ポータルの主務官庁との課題共有や制度推進のための協議をさせていただいています。会員のソフトウェアは、源泉徴収義務者である事業会社のみならず、中小・小規模企業を支援する社会保険労務士、税理士にも御利用いただいています。これらのユーザーに対して、ソフトウェアだけでなく、

申告・申請業務における制度の説明や活用支援などのサポートも活動範囲としています。このたびも、一部ですが、いただいている御質問に関して源泉徴収義務者であるユーザーの所感も参考資料として10ページにつけていますので、後ほど御覧ください。

5 ページ、いただいている御質問について、今回の要件については、2つの留意事項を解決できるという前提で、多くの会員ベンダーがシステム対応できると想定しています。留意事項の1点目として、基礎控除のみの変更とするなど、複雑な制度改正とならないこと。2点目、業務に必要な情報を法成立後の例えば4月前半に公開し、開発等に十分な準備期間を確保すること。この2点を挙げさせていただきます。なお、会員ベンダーから出た質問ごとの所感については、参考2として9ページに載せていますので、後ほど御覧ください。

6 ページ、留意事項①についての説明となります。今回のスコープである基礎控除額の変更のみであれば、多くの会員ベンダーはパラメータ変更のみで改修でき、支障はないのではないかと考えます。ただし、システムベンダーは、年末調整という一つのパッケージされた業務ソリューションとしてユーザーに機能提供を行いますので、その他の改変が多くなることによって対応難易度が上がることに御留意いただければと考えます。例えば、中段辺りに〈源泉徴収業務／システム対応が難しくなる改正の想定例〉を記載していますが、具体的な例として、昨年実施された定額減税を例に挙げますと、6月1日といった、給与年度において期中の施行となったため、通常の所得税の基準と差異が出て、システム上、実務上、大きな影響が出たという状況になっています。このように、期中適用や、例えば給与年度に遡っての遡及適用は、ベンダーだけではなく、源泉徴収義務者の両者への負担がかなり大きいということを御留意いただければと考えています。また、令和7年度税制改正で言うと、特定親族特別控除が新設されていますが、この対応のための仕組みの説明、提出情報の収集、提出後の管理等は、システムベンダー、事業者ともに大きな負担がかかるのではないかと想定しております。

7 ページ、留意事項②について説明させていただきます。例年、年末調整については、早ければ9月あたりから準備を始める源泉徴収義務者がいます。そのような中、各種様式や電子申請の政府仕様が確定しない環境下で、業務に必要な情報やソフトウェアの提供が開始されている実情です。中段辺りに、制度改正から業務への反映までの主なステップをまとめていますが、ベンダー各社が毎年ぎりぎりのスケジュール感で何とかこなしているというのが実情です。今回のスコープである基礎控除額の変更に関わる情報だけではなく、年末調整全体に関わる情報を法成立後速やかに、希望は4月前半が理想的な開示時期として条件化していただければと考えています。年末調整に係る各種情報、様式については、ベンダー、源泉徴収義務者の動きとともに、8ページにまとめています。多くのベンダーが10月からソフトウェアの提供を開始することとなるため、おおむね半年前の4月前半というのを希望開示時期としていますが、

10月のリリース後から12月までの間、分散的にソフトウェアの機能提供を行っているケースも多々ございます。例えば、10月は従業員データの入力、11月は源泉徴収票、各種申告書のプレビューができるようになる。12月は、eLTAXへの適用というようなイメージとお考えいただければと思います。なお、ソフトウェアの中には、インターネットでサービスを提供するクラウド型とは別に、ソフトウェアの権利を購入するオンプレミス型というものがあります。このオンプレミス型の場合、CD等の媒体において、機能差分、年末調整機能を発送して提供するというタイプのものもあり、ユーザー数にもよりけりですが、この媒体発送のためにリードタイムとして0.5か月～1.5か月ほど、クラウド型ソフトウェアより早期に開発を終える必要がございます。媒体送付業務には、対象となるユーザーの洗い出し、媒体マニュアル・説明書等の印刷、梱包作業、発送業務といった作業が発生しますが、ユーザー数が多い場合は、ソフトウェアのエディションや発送地域ごとに分割して発送しているという状況もございます。これは発送業務の負荷分散だけではなく、利用者である源泉徴収義務者からの問合せ負担を軽減させる必要もあるからです。源泉徴収義務者は、媒体の到着をベースに当年度の年末業務の取組を開始することが多くあり、変更点などの問合せをサポート窓口等に行うという形になっています。平時であれば数十から数百件の問合せであっても、年末調整時には数十倍、数百倍の問合せが発生するという状況になっています。各社、臨時の雇用や営業・開発担当者のサポート要員化、問合せ時間の延長等などで、コールセンター体制の調整を行いながらサポート体制を構築しておりますが、それでも問合せに対応できない状況が多々ございます。また、媒体提供時の負担は、経費面においてもかなりの影響を及ぼしています。発送費用はおおむね数百円から数千円ほどですが、ユーザー数が例えば数万、数十万という形になれば、その費用は増加するという形になっています。1回の発送に数千万ほどかかるという結果も出ています。情報開示が分散されると、発送業務自体も複数回に分ける必要が発生しており、費用も足し算式に増加していくという形になっています。そのために、早期かつ分散されない情報開示が必要になっています。

今日のお話は、企業体力の有無や雇用するエンジニア数の多寡など、会員ベンダーの中でもばらつきが非常に多くある状況の中で、多くの会員ベンダーが困っている過去の年末調整対応の問題・課題も含めて御回答とさせていただきます。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○佐藤座長

田邨様、ありがとうございました。

続きまして、税務システム連絡協議会、伊藤義久様、よろしくお願いいたします。

○税務システム連絡協議会 伊藤様

ただいま御紹介いただきました、税務システム連絡協議会の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

2 ページ、税務システム連絡協議会について簡単に御説明させていただいた上で、いただいたヒアリングに対する回答をさせていただければと思います。まず、税務システム連絡協議会ですが、設立は平成6年で、32年目です。現在、税務及び財務関連システムの開発・販売・サポートをする企業38社で構成しています。そのため、給与・年末調整システムなどは、人事労務システム協議会と業務領域的に被ります。したがって、弊社も実は人事労務システム協議会の委員なのです。本日は、法人税、相続税などより広く税務面のシステム開発を行っている税務システム連絡協議会の立場として参画しています。税務システム連絡協議会の目的は大きく2つございます。1つは、国税当局及び地方税共同機構と、税務システムの業界との窓口として、相互の事務連絡、情報交換及び協議等の円滑化を図って、もって税務行政の円滑な執行に資することです。2つ目として、社会、経済の情報化に即応しつつ、ユーザーの利便性の向上を図るとともに、税務申告書の規格化、電子申告・電子納税といったような、いわゆる電子化、デジタル化の促進に貢献することにより、税務行政のICT化に寄与して、もって適正な申告納税制度の確立に努めるということです。現在、代表幹事会社は私ども株式会社TKCが務めており、幹事会社として、NTTデータ社を含め3社で構成している状況です。

4 ページ、物価調整のイメージ、いただきましたヒアリングへの回答です。まず、回答に当たり2つの大きな軸を設けさせていただきます。1つは、税務システム開発ベンダーそのものの対応という視点での負担、もう一つがその先にある源泉徴収義務者の事務負担、これら2つの側面から回答をさせていただきます。まず、前者の税務システム開発ベンダーの対応にかかる負担という観点で申し上げますと、1番のところに書いているように、改正後の税額表と電子計算機特例に係る財務省告示が、例年の改正税法の公布時期に告示されれば、いずれのイメージの場合であってもシステム改修は可能であろうと捉えています。ただし、※印のところに書いているように、昨年の定額減税もそうですが、今回の令和7年度の税制改正のような適用時期が年の中途となるような改正の場合、年末調整を実施する日によって適用すべき控除額等が変わるため、システム改修の負担は極めて大きくなります。これは、その分、開発する期間が非常に限られることになり、非常に大きな負担となりますので、この点は避けていただきたいです。我々も労働基準法の規制を受けますので、時間を捻出するにも限りがあるというところになります。2番目としては、一定のシステム改修作業を伴うため、改正の頻度が高くなるほど改修作業の負担は増大するということです。一例として、基礎控除のみの改正があった場合に、例えば給与計算ソフト、年末調整ソフト、確定申告のソフトといったものを皆提供しなければいけないといった場合には、2人月ぐらいかかるということで例を挙げています。5 ページに詳細を書いているので、後で確認していただければと思います。

6 ページ、3として、負担の軽減という考え方として、例えば、改正後の税額表に

ついて、公布と同時期とまではいかななくても、6月から7月頃に国税庁ホームページにエクセルファイル等のシステム開発ベンダーが利用できる状態で提供していただければ、システム改修に早期に着手することが可能になり、また負担の抑制も可能になるのではないかと捉えています。また、システム開発ベンダーとしては、バージョンアップをしたとき、税制改正の内容やシステム改修の内容をユーザーに告知をするという業務が当然ございます。システムがどう変わりましたというところです。また、当然そのシステムに対するお問合せが、サポートデスク等にきますので、それへの回答業務があります。これらについて、国からの事業者や納税者への情報の周知が十分でないと、告知・質問回答業務の負担が増大します。去年の定額減税は、3月に成立し、6月から施行という状況でしたので、事業者の皆さん、私どもの直接のお客である税理士の皆さんを含めて、5月ぐらいから例年に比べてかなり多くのご質問をいただいたということがありました。

続きまして、2つ目の視点として、源泉徴収義務者の事務負担の側面についてお話をしたいと思います。

8 ページ、源泉徴収義務者の事務負担ということで、大きく2つの軸、我々が提供する給与計算ソフトを利用されている場合と利用されていない場合という軸を入れさせていただきます。なぜかと申しますと、14ページ等に資料をつけたのですが、我々の加盟会社の弥生社で取ったアンケートによると、中小企業、従業員100人以下といったところでは、給与ソフトの導入割合が半数に満たないという現状もございますので、実際、ソフトをお使いでないという源泉徴収義務者もいらっしゃるという前提をまず認識していただくことが大切だと思っています。その上で、実際の事務負担のところ、8 ページの説明に入らせていただきます。まず、給与計算ソフトの利用がある場合ですが、税額計算処理の変更には利用する給与計算ソフトのバージョンアップ等で対応はされますので、税額計算処理そのものが直接的な負担になることはないだろうと捉えています。片や、給与計算ソフトを利用していても負担は決して減らないという部分があります。それが、表の下の方の青い枠のところの、利用あり・なしにかかわらず発生する負担です。まず、給与支払時に、もともと事前にマル扶と言われる扶養控除等申告書等を提出していただいていると思うのですが、正しく申告・計算するためにはそれらを提出してもらわなければならない、その説明等を当然するところになりますので、源泉徴収義務者としてはその負担が一つ大きいです。また、従業員からしますと手取りの額が変わるので、源泉徴収義務者はその理由を明確に説明できることが必要になり、そういうような業務負担が出てくると捉えています。年末調整に当たりまして、改めてマル扶や、保険料の控除の申告書がございますので、これらについても正しく提出するための説明が必要になります。では、次に給与計算ソフトの利用がない場合です。この場合は、給与をどのように計算しているかという、かなりのケースでエクセル等の表計算ソフトで計算しているケースがありま

す。全体の1割ぐらいは手計算というところもあるようですが、表計算ソフトを利用しているケースにおいては、改正後の税額表に対応した計算を行うように表計算ソフトに手を入れる業務負担が新たに増えます。なおかつ、もし税理士等に年末調整業務を委託していなければ、表計算ソフトの税額計算処理の修正作業が入りますので、これらも追加的な業務負担として大きなところですよ。

9ページ、先ほど、給与計算ソフトの利用の有無にかかわらず事務負担が発生する部分で、2つほど、手取りが変わることと扶養控除申告書などを適正に提出してもらうための説明が必要になることのお話をしましたが、具体的には9ページで御覧いただいているような周知活動ないしは対応が必要になってくると捉えています。特に、経理担当者からしますと、毎年変わってくる仕組みの中で、従業員が提出した申告書が、扶養の区分等々を含めて正しいかどうかをチェックする作業の負担が非常に大きく増えてくると思っています。また、社内的には恐らく説明会とか研修会も別途開かなければいけないという負担も出てくると捉えています。先生方御承知のとおり、従業員の税務リテラシーは必ずしも高くなく、収入と所得の違いも分からない従業員の方も数多くいらっしゃいます。それが現実ですので、制度が毎年変わること、特に従業員に影響が直接出てくることに関しては、上手に考えていかないと現場の負担は非常に大きくなると捉えております。

10ページ、後で御確認いただければと思うのですが、ここで年末調整時の事務負担を具体的に書かせていただきました。

12ページ、その他ということで、源泉徴収義務者の負担抑制の観点を書いています。先ほど来お話がありました令和6年、令和7年は、所得税の諸条件の適用要件等々が複雑化してきているという部分がございますので、例えばというところで、事務負担の抑制策ということで話が出ましたが、【例】に挙がっているような形になります。例えば、基礎控除等の改正の頻度に関係なく、税額表の改正は数年に一度とすること。その場合は、税額表で反映させる分は年末調整や確定申告で吸収する形にするというのが一つの方法として、技術的な部分としてあると思います。また、基礎控除等の改正を反映して税額計算を行うのを年末調整ないしは確定申告のみとする等々が考えられます。

13ページ、その他として、本協議会の会員企業から挙げられた意見としては、やはり国民目線で考えると、物価変動がタイムリーに反映されるほうが望ましいのではないかとこの声もありました。また、それをタイムリーに反映させるにはというところで、(2)で書かせていただいたのが、法律上は物価変動率などの一定の指標に基づいて基礎控除額を定める旨を規定し、控除額や税額表は告示によって改正する方法もあると思います。現在の利子税の特例基準割合のような考え方と同じだと思いますので、そのような観点も一つ意見としてありました。

以上、私の意見を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤座長

伊藤様、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと存じます。

御質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方を含めて、Teamsの挙手ボタンを押していただきたいと存じます。発言順については私のほうから指名をさせていただきますので、指名された方は、会場で御出席の方は卓上マイクをオンにいただき、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除して御発言をお願いしたいと存じます。

それでは挙手をお願いいたします。

寺井特別委員、お願いします。

○寺井特別委員

ありがとうございます。

説明をしていただき、私の知らない複雑な業務について大変さも可能な限り理解することができましたし、印象に残ったのはお二人の説明で共通する部分があるということです。

1つは、毎年毎年の源泉徴収の業務にできるだけうまくすんなりと乗る形で、方法を変えとしても、そのプロセスにうまく乗るような形に持っていくほうが現場の負担は最小化できるということを伺い、可能であることに少し安心し、十分に気をつけなくてはならないと思いました。その上で、制度のことで分からないことがあるので、幾つかお伺いしたいと思います。最初に、田邨様の御説明のところで、資料（活2－3）の6ページ、パラメータ変更程度の対応で済むならば対応可能だということですが、このパラメータ変更は、税額表の数値が確定してしまえば対応が可能だという解釈で合っているのかということ。9ページのアンケートで、社会保険料の料率改定と同様に対応すること自体は可能であると思料と、毎年物価調整を実施した場合も対応可能だとお答えになっている方が社会保険料のところで経験していると書かれています。私はよく存じ上げないのですが、社会保険料の改定は大体どのぐらいの頻度で行われているのかも参考までに教えていただけたらと思います。

もう一つ、伊藤様のほうに、税制改正自体は年々あっても、税額表に反映させて、それを実際の源泉徴収に適用するのは毎年ではなくてもいいと、できるだけ事務負担を減らすための方策について仰っていたと思うのですが、資料（活2－4）12ページの【例】で、税額表の改正は数年に一回程度とする、税額表の改正を行わない年は、年末調整や確定申告で精算する仕組みとするというのは、どの点が負担の軽減になるかをもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

以上です。

○佐藤座長

まず、田邨様からお願いいたします。

○人事労務システム協議会 田邨様

御質問ありがとうございました。

まず1点目のパラメータ変更の話で御回答させていただきますが、仰っていただいたような形で、税額表の確定と、もう一つ所得税の計算ロジックの2点があると思っています。データベースに税額表を取り込むという部分と、基礎控除が変わりますよというものの、この2点をデータベース上に記録させることが必要で、その変更をすることによってシステム的には対応可能と考えております。

もう一点の御質問は9ページ、「社会保険料の料率改定と同等に対応すること自体は可能である」という点に関して、社会保険は大きく労働保険と社会保険という2種類がございます。労働保険の中の雇用保険に関しては、基本的には毎年の見直しの中で、もし変更があった場合、4月から料率に変更されます。実額を変えるというのではなくて、例えば、料率が0.何%になりましたというのを、多くのベンダーの製品ではユーザー自身が設定変更で対応できる仕組みにしています。今回の論点である基礎控除額の変更に関しても、ユーザー側で変えられるような仕組みにすれば、ユーザー側でも認識しやすいのではないかと考えております。一方、狭義の社会保険は健康保険、厚生年金等がありますが、こちらは料額表・料率があり、保険料が算出されます。等級が増えたりするケースもあるのですが、その場合はシステムベンダーの対応が必要となっています。料額表、料率は毎年3月に県ごとに変更有無があり、システムベンダーがその料率を変えるほうが多いと考えております。おおむね社会保険の対応はこの2点に分かれていると御理解いただければと思います。

以上です。

○佐藤座長

ありがとうございました。

伊藤様、お願いいたします。

○税務システム連絡協議会 伊藤様

御質問に回答させていただきます。

先ほどの基礎控除等の頻度に関係なく税額表の改正は数年に一回というところですが、具体的なお話で申し上げますと、先ほど財務省が説明してくださった資料（活2-2）14ページ、給与支払いに関する税額表がございます。これは月払いの例ですが、それ以外にも日払いの例などいろいろあり、この数字が何によって決まるかというと、基礎控除等をはじめとした各種控除がどういう金額になっているかを踏まえた上でそれぞれの金額が計算されることとなります。現状、基礎控除が変わるならば、必然的にこの料率にも影響が出てきます。イコール、これは毎月の給与計算に影響が出てくるということです。したがって、毎月の給与計算の負担を軽くしながら、年末調整のときだけ最終的な差額を計算することが一つの方法というのでお話をさせていただきます。

ました。現状でも、年末調整によって最後に還付されたり、納付になったりというのがありますが、そのギャップが恐らく少し広がるような可能性があるというところではあるものの、このような方法は事務負担を減らすという観点で一つの方法としてはあり得るとしてお話をさせていただきました。

○佐藤座長

ありがとうございました。

奥平委員、お願いします。

○奥平委員

税務システム連絡協議会と人事労務システム協議会に、2点御質問がございます。

今お示しいただいた税務システム連絡協議会の資料（活2－4）の8ページに、源泉徴収義務者の業務が非常に大変だということが書かれていました。給料の支払い時もそうですし、年末調整が特に大変で、基礎控除も階段状になっているところで、どのように扶養親族の収入を把握するのか、そういった調整業務が大変ということでしたが、率直に思いますのは、企業の源泉徴収義務者の側はなぜこの業務を外注しないのかということです。ベンダーサイドから、源泉徴収義務者の業務の一部を外注することはされていないのでしょうか。扶養者の所得の把握や認定の作業については、場合によってはベンダーサイドからもイノベーションや効率化は進められると思うのですが、何かそれを妨げるような事情がありますでしょうか。例えば、法的な制約や個人情報保護に関するようなことです。それが1点目の質問です。

2点目は、同じ資料の12ページで、「税制の精算手続は確定申告に一本化し、年末調整を廃止する」と書かれていました。こちらは、率直に申し上げると、少々驚きを持って拝見しました。確かに仰るとおりですが、ベンダーの側からすると事業の一部がなくなるので、事業構造が変化してしまうということと認識しています。仮に全員が確定申告となった場合に業務の一部分が失われるのではないかと思うのですが、そこは例えば、個人の確定申告のサポート業務をシステムソリューションの一部として抱え込んで対応することも事業モデルとしては可能なのでしょうか。私個人としては、年末調整を廃止して確定申告に一本化するということは、日本の所得再分配の機能、税の再分配機能を広く知っていただくためにも重要と感じているのですが、ベンダーサイドの側から事業モデルとして確立できないのであれば、なかなか難しいのかもしれないと感じるところがあります。

以上2点、御質問いたします。

○佐藤座長

時間の関係もありますので、まず御質問等を先に伺った上で、後でまとめてお返事をいただくということをお願いします。

刀祢館委員、お願いします。

○刀祢館委員

ありがとうございます。

私もちょうど今の最後の質問、税額の精算手続は確定申告に一本化し、年末調整を廃止することについて、より素朴な質問として、もしこれを実行した場合に、源泉徴収義務者と従業員、それぞれの事務負担はどのように変わるのかお伺いしたいです。全て個人のほうに一本化することになるのか、全体として負担は増えるのか、減るのか。諸外国では年末調整がない事例はあるのではないかと思います。日本でそれを導入した場合にどのような事務的变化が起きるのかについてお伺いできればと思います。以上です。

○佐藤座長

ありがとうございます。

矢田委員、お願いします。

○矢田委員

ありがとうございます。

私は田邨様に質問ですが、資料（活2－3）の6ページに対応が難しくなる改正の想定例があるのですが、この下に「所得制限や所得に応じた階段状の設定」とあります。現状、先ほどの財務省の資料（活2－2）の7ページ、2350万から階段状に落ちているのは、確定申告だからあまり影響はないのか、これをマイナスにすると影響が出てくるのか、逆に、ここを毎年改正しなければ、既存でつくっておけば問題ないことなのか、もう少し詳しくその影響を教えてくださいと思っています。

○佐藤座長

権丈委員、お願いします。

○権丈委員

TKCの伊藤様に質問ですが、最後の13ページで、時間の都合で(2)までの説明があったのですが、(3)の「国民にとって分かりやすく、納得できる制度となれば、おのずと源泉徴収義務者の事務もシンプルになり、負担も減るのではないか」を少し説明していただければと思って質問させていただきました。

○佐藤座長

それでは、田邨様から順にお答えいただければと思います。

○人事労務システム協議会 田邨様

矢田委員からのお話があったと思いますので、先にお話しさせていただきますと、年間収入金額が2,000万円を超える人は確定申告の対象になるため、今回の議論の中で考慮しておりません。もし対象となる所得の基準が引き下げられる場合、方法によりけりですが、例えば、あらかじめ設定されたテーブルを変更しないということであれば、以後の対応は過大な負荷なく可能だと考えています。逆に言えば、設定されたテーブルが毎回変わるとなると、システム的な対応も難しいでしょうし、実務的な部分が回らないのではないのかと想定されます。

○佐藤座長

一旦それでお答えをいただいて、伊藤様、お願いできますか。特に資料（活2－4）12ページの【例】の(3)について、事業モデルとして立ち行くのかということ、個人と会社の事務負担の変化はどういう見通せるかという点をお話しいただければと思います。

○税務システム連絡協議会 伊藤様

最初に外注の話があったと思うのですが、理屈上では外注そのものは恐らくできると思います。ただ、中小の企業からすると、それに少なからずコストがかかってくる部分があるうえ、特に給与に絡む部分もありますので、必要以上に外に情報を出したくないという気持ちもございます。そういう部分で、税理士がそこら辺まで見ると言っていたるのであれば、恐らく企業の中でもお願いすることはあるかと思いますが、そうでない限りにおいては、理屈の上ではできるとしても、なかなか難しい世界もあるのではないかなと思います。

一本化の部分に関しましては、一ベンダーという視点で考えれば、確かに御指摘いただいた面はあると思うのですが、あくまでも連絡協議会としては、源泉徴収義務者の負担軽減という視点で全体を俯瞰したときにそういう方法もあるとして書いています。実際、ここ何年かの動きの中で、先生方御承知のとおり、日本でも確定申告の記入済み申告に向けて確実に動いてきている部分等々もありますので、方向としてはそういう方向ではないのかと、一ベンダーとしては思っています。そのような部分も視野に入れつつというところは当然ありますが、これがベストかと言われると、ベストでないかもしれませんが、源泉徴収義務者の負担を減らすという観点ではありだと思います。片や、先ほど申し上げたとおり、個人の観点から見た場合には、個人の税務に関するリテラシーの低さに関して非常に課題があると思いますので、マイナポータル等々を活用したうえで、極力納税者が余計な修正を入れなくても申告が行えるという世界がもし作れるのであれば、それは一つの方法なのかもしれないと思っています。我々からすると飯の種が少し減るところは当然ありますが、そういうところで書かせていただいたところです。

そして、最後の質問で、国民にとって分かりやすく納得できる制度となればというところですが、今回の特定親族特別控除の導入等々を含めても、我々はシステムを開発している会社ですので、意図はとても理解できるのですが、それを押しなべて国民の皆様の説明の上では、複雑さが増し、かなり骨が折れる仕事ではないかと個人的には思っています。したがって、特に所得税、多くの方が関わる給与所得の部分に関しては、なるべくシンプルのほうが受け入れられやすいと思い書かせていただきました。

以上です。

○佐藤座長

ありがとうございました。

奥平委員からの、なぜ外注しないのかという点、年末調整廃止は企業モデル上どうかという点は、田邨様にも質問が向いていたかと思いますので、御発言いただければ幸いです。

○人事労務システム協議会 田邨様

まず、アウトソーシングに関しては、私どもの会員のソフトウェアを使って、場合によってはスクラッチ型のソフトを使いながら、シェアード会社やBPOと呼ばれるアウトソーサーがこの業務を請け負っているという現状はございます。ただ、伊藤様の御発言のとおり、そのコスト負担部分をどうするのだという部分や、外注したとて、源泉徴収義務者の担当窓口は、なぜ今年の年末調整は還付があるのだ、ないのだという問い合わせを従業員から受けることに対して、仕組み自体を理解しないと回答できないところがあるので、負担はどうしても残ってしまうかと思います。

もう一つ、ここは言いづらい部分ではあるのですが、年末調整は、どうしても社会保険関連業務と税務関連業務という両方の観点での処理が発生しますので、各士業の中でも、主として業務を請け負うことに対して法令的な制約が若干発生しているところが、大手を振って外に出す、士業にお願いすることの難しい点だと考えております。

2点目が年末調整の廃止の件ですが、まず事業会社の御負担を考えると、年末調整廃止のほうがスマートだと考えています。本来であれば、給与を支払っている従業員の方本人のみの税処理ができればいいはずなのですが、現行は場合によっては扶養されている御家族、配偶者、お子さんの情報も集めて処理しないといけない。それに応じて、本来であれば従業員のみの個人情報収集すればよいものが、被扶養者などの情報も収集しないといけないというのは非常に負担であると考えています。そこを考えると、廃止も一案としてあると思っていますが、会員ベンダーの中でもこの分野に対して投資しているところとしていないところがありますので、ここの回答は非常に割れるのではないかと考えています。

○佐藤座長

ありがとうございました。

それでは、いただいた御質問にはお答えを頂戴したと思いますので、次の話題に進みたいと存じます。

続きまして、京都大学経済研究所、宇南山先生、よろしくお願いします。

○京都大学経済研究所 宇南山教授

御紹介いただきました京都大学の宇南山です。本日は、このような機会をいただきましてありがとうございます。基礎控除の経済状況に合わせた調整について考えることについて御説明させていただきます。

2 ページ、基礎控除が経済状況に応じてどのように調整されるべきかを考える際には、そもそも基礎控除がなぜ存在しているのか、どのような役割を果たしているのか

を考えないといけないと考えております。私よりずっと詳しい先生方に釈迦に説法ですが、基礎控除の役割を私なりに考えてみたものがこのスライドです。基礎控除は基本的には課税最低限を決める最も基礎的な要素であり、その課税最低限というのがそもそもの経済的な意味を持つ変数になっている。課税最低限の役割として、よく知られているのが最低生活保障であり、さらに超過累進課税構造を形成するため、公的サービスを賄うための費用を広く公平に求めるためにその水準を設定している。さらに、家族の構成等に応じた応能負担原則を実現したり、税務執行の適正化をしたりするために課税最低限は決まっているということが私の理解です。

3 ページ、このように課税最低限や所得控除を理解した場合に、名目的に固定されてしまうと幾つかの問題が発生し得ることを書いたのがこのスライドです。最低生活保障に注目するのであれば、健康的で文化的な生活を達成するために必要な支出も経済状況によって変わるであろうし、超過累進課税構造というもののいわばKink pointを実質的に変化させることになりますので、課税の効率性に影響することもあるだろう。また、公的サービスを賄うための費用は、公的サービスが拡大していけば、さらにどこかで負担を求めなければいけなくなるし、家族構成が異なることによる影響も、諸制度、保育所の無償化などでも影響を受けるかもしれない。税務執行も、課税対象者が増減することで実務的な支障を来たすのではないかな。いろいろな側面が考えられるわけですが、本日は特に租税法の世界で最も重要とされている最低生活保障の観点、また、経済学的に最も重要と私が考える超過累進課税構造の形成、この2つの役割に特に注目をし、どのような対応が考えられるかについてお話しさせていただきます。

4 ページ、最低生活保障としての課税最低限、もしくは基礎控除の在り方を考えようとしみますと、この趣旨は理解できる。所得は、全般的な担税力を測る非常に重要な指標であり、納税者の生活水準に大きな影響を与えることは理解しますが、現代的な経済学で考えますと、単年の所得に対して与えられる控除額は、最低生活を保障する指標としてはあまり意味がないのではないかなということが考えられます。所得は、経済学や租税法の世界で言えば担税力と言ってもいいかもしれませんが、担税力は人によっても違うが、所得はライフステージによっても変化してしまう。そうすると、たとえ同じ担税力の人だとしても、ライフステージが後半になって所得を得ないステージになると、あたかも最低生活が送れないように見えてしまうのが所得という指標だと考えています。本来的には、生活水準は消費で測るべきであります。もし消費で測るのであれば、もっと長期的な生涯所得のような指標で測るべきで、必ずしも基礎控除のような一律で全ライフステージに関わるような制度で対応するのがいいとは経済学者として考えていないというのを最初に述べさせていただきます。とはいえ、多くの国民や他分野の方々は最低生活の指標として扱っていますので、そこについても一定程度の考察は必要だと思います。

5 ページ、最低生活を本当に保障しようとしたらどのような指標が使えるかを考察

してまいりました。最低生活というと、最も典型的な指標が生活保護基準になります。憲法第25条に掲げる文化的で最低限度の生活を金銭的な単位に変換するものが、生活保護法の中における生活保護基準です。この決定、何をもって文化的で最低限度の生活と及ぶかというところは、歴史的にも学問的にも非常に議論のあるところですが、現状では、少なくとも制度的には、生活扶助、教育扶助など8種類の扶助に分かれて、しかも、地域別に異なる基準が使われています。

6 ページ、現行の生活保護基準額がどのように決まっているかといいますと、非保護者、生活保護を受けていない方の生活との水準を均衡させるように決定しています。基本的には、社会保障審議会生活保護基準部会で検証をしています。ここで大切になるのは、議論の中心は生活扶助という一般的な生活費に関わる部分だけということです。そこの部分について、5年に一度、全国家計構造調査という家計収支に関する調査に基づいて、年間収入が第1・十分位、つまり、下位10%に当たるような方々の生活がどんな状況になっているかを検証して、それとほぼ同程度の生活が送れるような所得を与えるという形で決定されています。低所得者に限定して詳細な家計収支を得ようとするすると、家計構造調査というものを使わざるを得ず、これは5年に一度以上の頻度で変更するのは難しいため、現状では保護基準は5年に一度変更されております。

7 ページ、実際に生活保護で最低生活費認定額という保護額がどのように決まっているかといいますと、世帯にどんな年齢の人が何人いるのか等、人数に応ずる部分と世帯そのものに応ずる部分、さらに、障害があるのか、母子家庭かなどに応じて、かなり細かい条件付で最低生活の認定額が決まってくる。ここで非常に大切なことは何かというと、ここで書いてある基準額という税額表みたいなもので決まるわけですが、その後も世帯属性によってかなり額は違い、一律の指標ではないということに御注意いただければと思います。

8 ページ、生活保護基準の5年に一度の検証とは別に、過去に、平成25年に別の基準で保護水準を変更している事例があります。これは、当時の最新基準の見直し後、物価が少し変化しているから、生活保護の方もその物価に応じて最低生活費が変化しているのではないかという前提の下で、物価動向だけに連動させる方式で保護基準が見直されています。その際に使われたものが生活扶助相当CPIと呼ばれるもので、消費者物価指数のうち、生活保護の生活扶助に相当する品目だけに限定して構成された物価指数です。ただし、ウェイトは公式の、要するに平均的な家計のウェイトを使ってCPIを構成して、物価で連動させた。もしも一律で基礎控除みたいなものを連動させるとしたら、こういったCPIのような形式のほうがいいように見えます。ただし、生活扶助相当CPIをそのまま使うことはなかなか難しいと考えます。その理由の1つは、そもそも生活保護を受けている人に適した物価指数だと言いつつ、制度的な規定を大きく受けているからです。家賃、教育費、医療費などは生活扶助以外の制度で手

当てられているから除外する、自動車関係やNHK受信料などは生活保護世帯は支払わないので除外するというようなことをしています。必ずしも最低生活の指標とは言えず、生活扶助相当CPIをそのまま適用するのは難しいと思われます。また、今般の物価水準の上昇に関しては、今のところは基準額の変更はされず、特別加算という形で特例的に対応されているということも1点申し添えておきます。

9 ページ、今申し上げたような生活扶助相当CPIのような形で、物価指数で物価にだけ連動させるのは一つの考え方ですが、その物価指数をどのように作るかは大きな論点になります。物価指数は、皆が買っているような物を、その品目の支出シェアに応じて重みをつけ、平均を取って計測するという形で計算されています。どんな品目を計算に入れるかでもCPIは特徴づけられますし、どんなウェートを使うかという観点でも特徴づけられます。最初、事務局から基礎的収支項目というCPIのうちの一つが出ていましたが、それは基本的には品目を選ぶ話であり、それとは別にウェートも非常に重要な話で、特に低所得者は高所得者とは違うウェートを持っていますので、ウェートのほうで何か対応しないと、低所得の人に対応したよとは言えません。

10 ページ、ここまでの話をまとめますと、生活保護関連で最低生活を見ようとした場合に、それがどう基礎控除の調整に適用できるかを考えたものがこちらのスライドです。生活保護基準そのものは使えるかということ、なかなか難しく、どのような世帯を対象にするのかが問題になってしまいますし、そもそも基礎控除の額は生活保護基準と一致しているべきと考えるのかということ、人的控除全体の話になってきますので、必ずしもそこが一致するというのが望ましいとも思えません。制度的基盤が全く異なるので、必ずしも生活保護基準は適用できないのではないかと思います。また、物価で調整というと、生活扶助相当CPIとは趣旨が異なる。このような条件をつけて考えますと、あり得るのは、勤労者世帯年間収入五分位階級別のCPIという総務省の統計局が公表している物価指数です。これは、一般的な日本人が使う品目であれば全て入っていますが、ウェートは比較的低所得者のウェートに準じておりますので、最低生活の保障で、なおかつ客観的に使える指標としてはこの辺かというのが私の考えです。

次に、一旦、基礎控除の制度の趣旨を忘れて、経済的な帰結だけに注目してみます。そのような視点からは、実は基礎控除は労働供給に大きな影響を与えるのではないかという観点が経済学者としては気になるところです。

11 ページ、税を専門としている方は御存知のことと思いますが、税は労働を抑制する効果を持つ。限界税率が高くなれば、より働くのが嫌になるという性質があり、特に限界税率が変わる場所ではいわゆる就業調整が行われてしまう。つまり、時給1,000円なら働きたいが、950円なら働きたくないという領域があると、その領域で例えば時給980円にしますよと言われると、むしろ労働時間を少なくして調整をしてしまうことが起き得ることは経済学の世界ではよく知られておりますし、税制の世界でもよく知られていることと思います。

13ページ、実際に日本の賃金、特に低所得階層での賃金を見ますと、かつて、2000年前後では、ほとんどの方が時給1,000円以下で働いていましたが、現在では時給1,200円から1,300円前後がボリュームゾーンとなっており、そういった労働者が非常に増えている状況です。

14ページ、結果として、例えば女性パート労働者の労働時間は、2001年から実労働日数で言って5日、1日当たり所定内賃金で言うと横ばいという形で、月110時間ぐらい働いていたのが今や70時間ぐらいまで減ってきている。これは、先ほどの時給の動き等を考えると、100万円前後になるように労働時間を調整しているように見えます。東京大学の近藤絢子先生が示した図を載せていますが、実際、103万円辺りで非常に大きなピークがあり、人々が就業調整をしているということはよく知られています。この就業調整というのは、より働く気のある方に仕事をしないインセンティブを与えてしまうことになっていきますので、あまり望ましいものとは言えない。極めて税の効率性を下げるものですので、就業調整が起きない制度にすることは非常に重要だと考えています。その懸念は多くの方で共有されておりますし、実際の制度にも反映されていて、今年度の税制改正で、最初に藤山課長から説明がありましたように、配偶者特別控除や特定親族特別控除などによって、もはや少なくとも壁はなくなった、すなわち追加的に働くことで所得が減ることはほとんどなくなりました。

しかし、依然として屈曲点にはなっています。限界税率が上がる場所が100万円前後、基礎控除と給与所得控除で決まる辺りにある。もしそうだとするならば、基礎控除を上げて、人々が就業調整しなくてもいい状態を作ることは重要ではないか。15ページに書きましたが、例えば時給1,600円で年間1,000時間働くという場合でも、課税最低限が160万あれば大体クリアできる。そうすると、就業調整はほとんど起きないことが期待できるわけで、パートタイムの方はなかなか1,000時間以上働こうとしていないというのは実証上見えておりますので、もしかしたら今回の制度改正で行動変容が起きるかもしれない。

16ページ、就業調整を発生させないという観点から見ますと、就業調整は実証的には短時間労働者のみで発生しているイベントのようだということが知られておりますので、例えば、短時間労働者の平均時給と平均年間労働時間を指標として課税最低限が決まるような仕組みがあってもいいのではないかと考えています。ただ、必ずしもそれは基礎控除の役割ではないのかもしれないというのも付言しておきたいと思いますが、もしかすると、税率ゼロのブラケットみたいなものを設定することで調整したほうがより効率的な課税ができるかもしれない。いずれにせよ、経済学的に言えば、最低生活保障よりはこちらの就業調整のほうが重要な論点になるのではないかとというのが私の意見です。最終的にどの物価指数がいい、どのような指標がいいのかということについて、私が今回は答えを持っているわけではありませんが、物価であるならばウエートが低所得者に沿ったものである必要があるし、就業調整というこ

とであれば、短時間労働者の時給みたいなものに連動した指標であることが望ましいのではないかと考えているということで、私の発表とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤座長

宇南山先生、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと存じます。

宇南山先生への御質問、それから、最初に御説明のありました事務局の資料等についての御質問や御意見を含めて御発言をお願いいたします。

御質問がある場合は、会場にいらっしゃる方を含めて、Teamsの挙手ボタンを押していただきたいと存じます。発言順については私から指名をさせていただきますので、指名された方は、会場で御出席の方は目の前の卓上マイクをオンにさせていただいて、オンラインで御出席の方はミュートボタンを解除していただいて、それぞれ御発言をいただきます。

時間の関係がありますので、まず、委員、特別委員から御質問、御発言を一通り頂戴した上で、まとめて宇南山先生と事務局から御回答をお願いしたいと存じます。

それでは、挙手をよろしくをお願いいたします。

諸富特別委員、お願いします。

○諸富特別委員

宇南山先生、ありがとうございました。大変勉強になりました。

先生の資料（活2－5）の10ページ、「基礎控除の経済状況に応じた調整への適用」のところで、勤労者世帯年間収入五分位階級別のCPIなら活用可能とあり、低所得者から高所得者まで消費のバスケットが異なっているので、おのずとどういう形で基礎控除を考えるかというのも階級別で変わってくるべきではないかということだと伺いました。そうだとすると、控除の水準を階級別に異なる形で作っていくことを先生は御提案しているという理解でよろしいでしょうか。それが質問です。

○佐藤座長

ありがとうございます。

寺井特別委員、お願いします。

○寺井特別委員

私が宇南山先生に伺いたいのは、CPIを基礎控除のインデクセーションに使えるまでにどれくらいラグがあるかということです。一般的に、調査みたいなものは、調査した後、公表されるまでラグがあります。CPIのラグはどれくらいかというのを伺いたいと思います。

それから、最初に事務局から御説明いただいたことで2点伺いたいことがあります。主要国の基礎控除等の物価調整で、ゼロ税率をドイツとフランスが採用していますが、私の印象ですと、ゼロ税率をうまく使うと基礎控除を税額控除のように扱うことがで

きるのではないのかと思っているのですが、間違っていますでしょうか。ゼロ税率は、ある閾値まで税率がかからない。それは、どんな所得の人に対してもその閾値までは税率がかからない。税率がかからない部分、つまり、本来ならかかっている税率とゼロ税率の間とその閾値の金額を掛けると、ちょうど税額控除みたいな形になるのではないかなと思うのですが、この解釈が間違っているかどうかということ。もう一つ、アメリカでは移動平均を使っています。これまでの議論の中で、物価の変動を逐一拾うことは混乱を招くといひましようか、もう少し安定した物価のトレンドを拾うようにできないかという御意見もあったと思うのですが、移動平均を取るようにすると、ある程度安定した物価の変動のトレンドを拾えるかというところをお伺いしたいと思っています。

以上です。

○佐藤座長

ありがとうございました。

今、手を挙げておられる方はほかにおられないようですので、ここで一旦、お答えを頂戴したいと思います。

諸富特別委員と寺井特別委員の御質問について、まず宇南山先生からお答えいただきますでしょうか。

○京都大学経済研究所 宇南山教授

御質問ありがとうございました。

私は、今回お題をいただき、基礎控除もしくは所得控除についていろいろ考えてみたわけですが、考えれば考えるほど、所得控除として全所得階級に影響を及ぼす形で税額を調整するという仕組みがどれほど正当化できるのかに関して疑問を持っております。最低生活の保障というのも、あなたが稼いだ最初の100万円は担税力なしとみなしますよというよりは、自然に100万円まで行かない人からは税を取らないというだけのほうがすっきりした理解になると思うのです。その意味では、基礎控除が所得水準によって減っていくという言い方をすべきなのか、もしくは税率ゼロのブラケットを作って一定額までは税を取らないが、その後の税のスケジュールには影響を与えないという言い方をすべきか、税法上の言い方は別ですが、経済学的に言えばそこが重要であって、必ずしもCPIで連動させるべきものが基礎控除だということを主張しておらず、税率ゼロの人たちの上限をコントロールするとしたら低所得者向けのCPIだろうなという趣旨です。

寺井特別委員からの御質問、CPIのラグはどれぐらいかということですが、CPIは月次で出ているわけですが、五分位階級別ですと恐らく年ごとに見ることになると思いますので、年で見ますと、ある年の12月31日が終わると、大体その翌々月、1月20何日という形で出てまいりますので、例えば4月に決めなければいけないと先ほどお話がありましたが、それには間に合うタイミングで前年度が反映できるイメージになる

かと思います。

○佐藤座長

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、寺井特別委員の御質問にお答えいただきたいと思います。

藤山課長、お願いいたします。

○藤山主税局税制第一課長

まず、寺井特別委員からいただきました1点目、諸外国でゼロ税率をやっているが、税額控除と同じようなことにできないかという御指摘がございました。税負担軽減効果という意味において、ゼロ税率と税額控除は一緒であると考えています。所得の多寡にかかわらず、一定額の税負担の軽減効果があるという意味においては一緒だろうと思います。税制上の仕組みの問題ですので、何がしか、絶対的にゼロ税率でなければならない、ないしは税額控除でなければならないということではないと思いますが、そこは考え方を整理しながら御議論いただくことなのだろうと思います。

2点目、米国の物価連動について、先ほど寺井特別委員から移動平均というお話をいただきました。私ども、ここで記載させていただいている連鎖消費者物価指数が正確にどのようなものなのかというところまで把握していないのですが、これまでも政府税調で御議論いただく中で、一過性の物価変動に対して調整をした場合には課題が出るのではないか、極端に上がったものが平常時に戻ってややマイナスになったときにどうするのか、そのような問題があるという御指摘をいただいたこともあろうかと思いますが、御指摘のように、移動平均を見ながらということも技術的には考えられるかと思いますが、私どもはイメージ1～3というのをご提示させていただいたところですが、少し期間を取って、3年ごとに見るということでもある程度の対応ができるのではないかと思うところ、そこは技術的に、かつ、分かりやすいような方法で御検討、御議論をいただければ、対応は可能ではないかと考えています。

以上です。

○佐藤座長

ありがとうございました。

奥平委員、お願いします。

○奥平委員

宇南山先生、どうもありがとうございました。

資料（活2－5）の15ページの屈曲点について、103万円のバンチングが屈曲点の問題から生じているのではないのかという御指摘がありました。これについて、屈曲点だけでバンチングが生じているのか、率直に疑問に思っています。理由は2つあります。1つ目の理由が、先生も御存知かと思うのですが、2010年にエマニュエル・サエズ氏がアメリカのデータを使って検証された論文で、アメリカの課税最低限のとこ

ろの屈曲点でバンチングが見られたことを報告されています。そのときの限界税率が日本の5%よりもずっと大きくて20%だったのですが、実際に論文のグラフを見ると、バンチングが生じているのですが、そんなに大きなバンチングではなく、サエズ氏も大きなものではないと書かれていらっしやったかと思います。それと比べますと、14ページで近藤先生が示されているようなバンチングは、大分サイズが大きいと感じていて、屈曲点だけで説明できるのかという疑問を感じています。もう一つの理由が、なぜ女性だけなのかという点です。私自身も別の研究で、男女で似たような収入分布のグラフを書いたことがあるのですが、女性にだけ、かなり極端な形でバンチングが見られていることは日本に特異な点です。本当に屈曲点だけで日本のバンチングを説明できるのか疑問に思います。今回の令和7年の税制改正の影響を用いて屈曲点の影響かどうかを検証することは、研究のプロジェクトの趣旨としては面白いと思いますし、実際にそのようなプロジェクトが既に計画されているかもしれないですが、現実問題としては他の要因が複数絡まっているのではないのかと思います。この点は、先生がお書きになっていたようにとても大切で、基礎控除だけの問題ではないのではないのか、人的控除全体を見直すという意味では大切なことだと私自身は思っています。この点について、屈曲点だけの問題なのか、そうではないのか、宇南山先生はどのようにお考えかをもしよろしければ教えていただければと思います。

以上です。

○佐藤座長

ありがとうございました。

清家委員、お願いします。

○清家委員

私も経済学者の端くれですので、宇南山先生の仰ったことは全て賛成です。労働経済学者ですから、税制や社会保障制度はできるだけ労働供給に中立的であるのが望ましいと思っています。その上で今回創設された特定親族特別控除についてコメントさせてください。これは学生の労働供給を増やす方向の改正であり、親の所得控除を拡大することで、子供の労働供給を増やすというものです。実際、特定扶養控除の場合にはこれはKink pointに、要するに元々なだらかではなくて、はっきり崖になっていましたから、そういう面では創設の意図はクリアなメッセージになると思うのですが、一方では、もちろん日本の文科省も学生は勉強しましょうと言っています。御存知のとおり、半期15回は必ず授業をしてくださいと大学にも求められたりしているわけです。もう一つ、言われたことで大切だと思うのは、物事はワンスポットではなくて、ライフサイクルあるいはライフタイムで考えるべきということです。ここから考えると、大学教育は人的資本投資ですから、大学教育の価値がどれだけあるかの議論はまた別として、勉強する時間が減るということはそれだけ投資量が減るわけで、生涯の人的資本投資のリターンも減る可能性があるわけです。そういう観点から、私は一般

的には労働供給に中立的だというのは賛成である一方、今回の特定親族特別控除の仕組みはややいかななものかと思うのですが、先生のお考えを伺えたらと思います。

○佐藤座長

宇南山先生、お答えいただけますでしょうか。

○京都大学経済研究所 宇南山教授

ありがとうございます。

まず、奥平委員からの御質問で、まさしくそこは私も思っているところで、限界税率が5%、仮に配偶者特別控除等の分を考慮したとしても、せいぜい10%で、こんなにバンチングするのと言われると、そういう問題ではないだろうと思っています。ただ、特に税調の世界において、103万円前後にバンチングがあるから、もう少し基礎控除を増やしましょうという議論をすれば、制度的にはもう壁はないはずなので、就業調整は起こらないのではないですかという反論があるだろうと想定しました。少なくとも屈曲点はあるというのが、主張のメインです。実際には扶養手当の影響もあるのかもしれないし、近藤絢子先生も言っているように言葉の印象で、幻の壁なのかもしれない。その意味では、まさしく検証が重要で、今回は長らく形式的には壁があったが、壁はなくなったということで、屈曲点そのものの影響がどれくらいあるのかというのを検証できるチャンスができたのではないかと、検証してからでも何かをやるのは遅くないのではないかとというのが私の考えです。先ほどのバンチングが全て屈曲点で起こっていると信じているわけではないということは御理解いただければと思います。

もう一つ、労働に中立的な制度にすると他に影響が出るのではないかとというのは、全く御指摘のとおりだと思うのですが、私は今回の特定親族特別控除の意義はどのように考えられるかといいますと、もちろん仮にこれで大学生が1,000時間も2,000時間もアルバイトをするとすると非常に大きな問題だと思うのですが、データを見る限り、先ほどお示ししましたように、パートの女性でも年間1,000時間程度で、恐らく学生アルバイトは控除があろうが、なかろうが、そこまで働こうと思っていないのではないかと。その意味では元から中立的だったのかもしれないですが、形式的にはここに壁があるという批判を受けかねないところでした。少なくとも壁はないことを主張できるという意味では非常に重要な変更だった。その意味でも、7年度改正の検証が非常に重要な意味を持つのではないかと考えています。

あと1点、先ほどの寺井特別委員の御質問に回答ですが、年間の概況が1月末に出ていることは知っていたのですが、そこに五分位階級が出ているかどうかは未確認でした。載っていない場合は年間の結果が必要で、その場合は3月末になってしまうというイメージになると思います。ありがとうございました。

○佐藤座長

ありがとうございました。

権丈委員、お願いします。

○権丈委員

全体的なところで、税を考えていくときに、先ほど伊藤様に質問したところも関係するのですが、国民にとって分かりやすく納得できる制度であれば事務もシンプルになるというのは、恐らくシンプルさ、皆が納得しやすいのは分かりやすく納得できるものということで、我々の世界では公平・中立・簡素という税の原則を考えるのですが、時代的に簡素のウエイトが高まってきているのではないかと思います。

簡素の重要性、相対的なアジェンダが高い形で制度設計を考えていくと、ベンダーの方々も、説明してもらって納税する人たちも納得しやすいのではないかと思いますので、ぜひ公平・中立・簡素というのが同じウエイトで議論されるのではなく、時代の中で簡素の重要性が高まっていることを認識していただきたいということがまず1点です。

また、就業調整についてです。2023年4月の連合総研によるアンケート調査では、就業調整をしている人の4割以上が年金額への影響を知らないということでした。我々経済学者は、どうも完全情報の下で行動しているという仮定を置き過ぎているのではないだろうかというところがあります。また、それまで1号だった人たちが適用拡大で2号になれるようになったときに就業調整しているということも起こっていて、どうも企業側がここから先は働かないほうがいいですよ、あるいは1号に留まる賃金と指定労働時間の就労条件しか示していないことがかなりある。

年金では、3号でなければ1号しか選択肢がないような状況を可能な限りなくしていくために適用拡大を進めるのが大きな目標になるわけですが、完全情報を持ってみんなが行動しているのかを考えていくと、制度を正確に人々に伝えていくというのもこの方面では重要な話になると思っています。

○佐藤座長

ありがとうございました。

翁委員、お願いします。

○翁委員

御説明ありがとうございました。

勤労者世帯年間収入五分位階級別のCPIのメリットは、低所得者の消費行動を反映したウエートであること、公式の系列があることを評価されていることである一方で、ラグの問題や、いわばどの層に当ててこの基礎控除を考えていくかということで難しさがあることを仰っていました。所得層によってかなり消費行動が違うのではないかとといった点や、統計的な特徴もあると思うのですが、そのほかの気をつける点も踏まえて、例えばこういう指標も考えていったほうがいいのではないかとすることがありましたら追加的に教えていただきたいです。

○佐藤座長

宇南山先生、今の翁委員の御質問にお答えくださいますか。

○京都大学経済研究所 宇南山教授

ありがとうございます。

一般にCPIというものは、特に品質調整と言われるのですが、例えばパソコンの性能が上がれば、パソコンを買う費用自体には変化がなくても、安くなったというふうに見なさざるを得ない。それは、ある所得でどんな厚生水準が得られるかを計測する上では、非常に重要な性質ではあるのですが、国民の感覚で言いますと、パソコンは今も昔も20万円で売られているのに、おまえはパソコンの性能が上がっているのだから、控除はもう要らない、こんなに所得は要らないだろうと言われてしまうことになる。過去20年の系列を見ますと、主に情報技術の発展によって、IT関係やテレビなどの値下がりがかかなり大きかった。それに合わせて控除を動かすのが、生活保障の措置として正しいのかは難しい。そうすると物価指数とは何かというところからの議論になってしまうので難しいのですが、そういう懸念はあり得ると思います。

○佐藤座長

ありがとうございました。

おおむね予定した期間が参りましたが、他に御発言の御希望はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策の検討について、皆様から様々な御意見、御指摘を頂戴できたと考えております。

また、ヒアリングに応じてくださいました田邨様、伊藤様、宇南山先生、本当にありがとうございました。とても勉強になりました。

この活発な御議論を受けて、引き続き議論を続けていきたいと存じます。

次回の専門家会合の開催日時等については、改めて事務局から御案内を申し上げます。

本日の会議の内容については、この後、事務方から記者ブリーフで御紹介したいと存じます。

本日もスムーズな議事進行に御協力くださいまして、ありがとうございました。本日の会合は以上です。大変お忙しい中、お集まりくださいまして、ありがとうございました。

[閉会]